

岩手県県税条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第79号

岩手県県税条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第1条 債権の管理に関する規則(昭和39年岩手県規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「債権の管理に関する事務」とは、県の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。 (1) [略] (2) <u>岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)第2条第1号</u> に規定する徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者が行うべき事務 (3)～(5) [略]	(定義) 第2条 [略] 2～4 [略] 5 この規則において「債権の管理に関する事務」とは、県の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。 (1) [略] (2) <u>地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号</u> に規定する徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者が行うべき事務 (3)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第2条 住民基本台帳法施行細則(平成14年岩手県規則第85号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～18 [略] 19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) <u>岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)</u> による県税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の氏名、住所又は生年月日の確認(氏名又は住所の変更の事実の確認を除く。) (2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申告に対する応答 ア・イ [略] ウ <u>岩手県県税条例第107条の6第1項第2号</u> に規定する身体障害者等に係る自動車税の環境性能割又は種別割の免除の申請(当該自動車税の申告の際の申請を除く。)	(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～18 [略] 19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) <u>岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)</u> による県税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の氏名、住所又は生年月日の確認(氏名又は住所の変更の事実の確認を除く。) (2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しくは申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申告に対する応答 ア・イ [略] ウ <u>岩手県県税条例第98条第1項第2号</u> に規定する身体障害者等に係る自動車税の環境性能割又は種別割の免除の申請(当該自動車税の申告の際の申請を除く。)

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第3条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）					別表第3 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び県税部長等専決事項（第5条、第30条、第34条関係）								
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部に置く室の長	センターに置く室の長					副局長	部に置く室の長	センターに置く室の長	
[略]					[略]								
4 岩手県県税	第5条	[略]				4 岩手県県税	第5条	[略]					
条例（昭和29	第1項					条例（令和3	第1項						
年岩手県条例	、第2					年岩手県条例	から第						
第22号）の施	項及び					第58号）の施	3項ま						
行に関する事	第3項					行に関する事	で						
務						務							
[略]					[略]								
[略]					[略]								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。